

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この規程は、一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟（以下「県連盟」という。）定款（以下「定款」という。）第26条第6項の規定により、役員を選任について必要な事項を定めるものとする。

### （理事及び監事の要件）

第2条 理事及び監事は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 基礎訓練課程を修了していること。
- (2) 成人指導者としての登録が直近3年以上を経過していること。

### （理事及び監事の制限）

第3条 次のいずれかに該当する者は、理事又は監事となることができない。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第65条に掲げる者
- (2) 県連盟総会で懲戒又はこれに類する処分を受けその日から5年を経過していない者

### （理事及び監事の選任方法）

第4条 理事及び監事の選任方法は、次のとおりとする。

- (1) 定款第26条第5項に規定する地区代表理事は、総会の承認をもって選任とする。
- (2) 前号に定める理事以外の理事（以下「選出理事」という。）及び監事の選任は、定款第7条第1項第2号に規定する代表会員の無記名投票（代理人が持参した当該者の議決権行使書の書面による投票及び議決権行使書の書面送付による書面投票をいずれも含む。）による選挙によって行う。ただし、理事又は監事候補者の合計数が定款第25条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。
- (3) 選出理事及び監事は、資格を証明する書類を県連盟に提出した代表会員又は成年の個人会員であることとする。

2 前項第2号の投票は、次の順序によって行う。

- (1) 選出理事
- (2) 監事

### （選挙管理委員会の設置）

第5条 前条の役員選任に当たっては、公正を期するため、選挙管理委員会を設置し、これを行うものとする。

2 選挙管理委員会に関し必要な事項は、理事会で定める。

### （選挙立会人）

第6条 第4条第2項に規定する投票に当たって、県連盟コミッショナーは代表会員の中から、2人以上の選挙立会人を指名する。

2 選挙立会人は、投票票を監督し、その選挙に関して生じた疑義を処理する。

### （投票の無効）

第7条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの
- (2) 投票時に投票用紙を切り離したもの

- (3) 定められた連記数以上に○印を記入したもの
- (4) ○印以外の記号等が記入されたものは、その枠のみ
- (5) ○印が著しく枠外にはみだしたものは、その枠のみ
- (6) 選挙管理委員長によって投票の終了が告げられるまでに投票されなかったもの  
(得票数の同数)

第8条 選挙において、得票数が同数の者のうち、ある者だけを当選者としなければならない場合は、選挙管理委員長が抽選によって当選者を決定する。

#### 第2章 理事及び監事の選任

(候補者の届出)

第9条 理事及び監事候補になろうとする者又はその推薦者は、選挙管理委員長にその旨届け出なければならない。

2 前項の届け出は、選挙管理委員会が定めた期日の午後5時までには到着するように、書留郵便等配達記録が残る方法により、選挙管理委員会が指定する場所に届け出なければならない。

3 第1項に定める理事の届出は、地区代表理事にあつては地区代表理事推薦届(様式第1号)により、選出理事にあつては理事立候補届(様式第2号)により、監事にあつては監事立候補届(様式第3号)により、推薦又は立候補する者の氏名、所属する団名、生年月日、経歴(研修歴、指導者歴)及び所信を記載し、地区代表理事にあつては地区協議会長、選出理事及び監事にあつては団委員長の推薦を受けなければならない。この場合において、団委員長が選出理事の候補者となる場合は育成会長が推薦の上、登録された団委員の氏名が記載された推薦を議題とした団委員会議事録を添付するものとする。

(選挙広報の配布)

第10条 選挙管理委員長は、理事及び監事の選挙を行う総会の10日前までに到着するよう、前条に定める届出書を理事及び監事の選挙広報として代表会員に送付するものとする。

(投票)

第11条 投票は、選出理事にあつては様式第4号を用い、監事にあつては様式第5号を用いるものとし、あらかじめ記名された立候補者氏名の左欄に○印を付ける方法で行うものとする。

(開票)

第12条 開票は、投票終了後ただちに行うものとする。

2 開票の結果、得票数の最も多かった者から、順次、理事及び監事候補者を当選者とする。ただし、有効投票総数の過半数を獲得できなかった理事及び監事候補者は理事及び監事候補者数が定款第25条第1項に定める定数に達していなくても当選者とすることはできない。この場合は速やかに補欠選挙を行うものとする。

#### 第3章 理事長及び副理事長の選任

(理事長の選任)

第13条 理事長の選定は、総会における理事選任後の理事会において、理事が互選により行う。

2 前項の規定にかかわらず理事長が欠けたときは、理事会において速やかに選定する。

3 理事の互選方法は、次のとおりとする。

(1) 立候補者が複数の場合は、理事会の協議より決定するが、協議が整わない場合は、次に定める投票により選任する。

ア 初回投票で有効票数の過半数を得た者とする。

イ 初回投票で有効票数が過半数に満たない場合は、得票数上位2人を対象に再投票を行い、得票数の多い者とする。得票数が同数の場合は抽選により選任する。

ウ 初回投票で同数得票者を含む上位が3人以上の場合は、その者を対象に再投票を行い、ア、イの手順を準用する。

(2) 立候補者がいない場合は、理事会の協議又は投票により選任する。投票による場合は、前号の規定を準用する。

(3) 在任期間が1年を超える理事長は、定時総会終了後に開催される理事会において、継続して在任することの承認を得るものとする。

(副理事長の選任)

第14条 副理事長は、前条の規定により選任された理事長が理事の中から2人以内を指名して選任する。

第4章 補則

(虚偽記載に対する処分)

第15条 第9条に規定する届出書において虚偽の記載をした候補者については、その立候補を無効とする。当選後に虚偽記載が発覚した場合も同じとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか役員を選任に関し必要な事項は、理事会において定める。

附 則

この規程は、一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟定款の施行の日から施行する。

附 則 (平成27年2月22日臨時総会決定)

この規程は、平成27年2月22日から施行する。

附 則 (平成27年6月14日定時総会決定)

この規程は、平成27年6月14日から施行する。

附 則 (令和4年6月12日定時総会決定)

この規程は、令和4年6月12日から施行する。

地区代表理事推薦届

選管收受印

一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟 選挙管理委員長 様

一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟役員等選任規程第9条第1項の規定により〇〇年度改選の地区代表理事に推薦します。

(フリガナ) 氏名	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日 (満〇〇歳)	登録番号
所属		地区名 (所属団)	
定款第26条第5項関係の職務		〇〇地区委員長 ( 第 団)	

経歴

1 研修歴

2 研修種別	受講歴
基礎訓練課程	〇年〇月〇日 〇〇課程
その他研修歴	

3 指導者歴（過去2年）

団内役務	期 間
主登録	〇年〇月〇日～現在
地区、県連役務	期 間

所信

(抱負、任期中実現したいこと及び地区の活性化などを簡潔に記載する。)

上記の者を地区代表理事として推薦致します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地区協議会長 氏 (自署) 名

印

地区の推薦を受け理事としての責務を果たします。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地区委員長 氏 (自署) 名

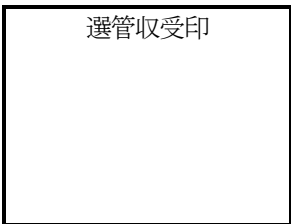
印

(注1) 用紙が足りないときは日本工業規格A4版の用紙に任意に追加すること。

(注2) 本届出はそのまま選挙広報となるので、丁寧に書くこと。

(注3) 経歴に虚偽の記載があった場合、推薦届出を無効とするほか、スカウトの名誉に悖る行為を行った者として名誉会議の付議対象となるので十分注意すること。

理事立候補届



一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟 選挙管理委員長 様

私は、一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟役員等選任規程第9条第1項の規定により〇〇年度改選の理事に立候補します。

(フリガナ) 氏名	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日 (満〇〇歳)	登録番号
所属団		第 団	
兼務している公職・各種委員等			

経歴

1 研修歴

2 研修種別	受講歴
基礎訓練課程	〇年〇月〇日 〇〇課程
その他研修歴	

3 指導者歴（過去2年）

団内役務	期 間
	〇年〇月〇日～現在
地区、県連役務	期 間

所信

（立候補理由、抱負、当選後の任期中実現したいことなどを簡潔に記載する。）

上記のとおり、立候補を届け出ます  
〇〇年〇〇月〇〇日

氏（自署）名

印

上記の者を理事候補として推薦致します。

団委員長（育成会長）

印

(注1) 用紙が足りないときは日本工業規格A4版の用紙に任意に追加すること。

(注2) 本届出はそのまま選挙広報となるので、丁寧に書くこと。

(注3) 団委員長が候補者の場合は育成会長が推薦の署名をすること。

(注4) 経歴に虚偽の記載があった場合、立候補届出を無効（当選の無効を含む。）とするほか、スカウトの名誉に悖る行為を行った者として名誉会議の付議対象となるので十分注意すること。

監事立候補届

選管收受印

一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟 選挙管理委員長 様

私は、一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟役員等選任規程第9条第1項の規定により〇〇年度改選の監事に立候補します。

(フリガナ) 氏名	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日 (満〇〇歳)	登録番号
所属団		第 団	
兼務している公職・各種委員等			

経歴

1 研修歴

2 研修種別	受講記録
基礎訓練課程	〇年〇月〇日
その他研修歴	

3 指導者歴 (過去2年)

団内役務	期 間
	〇年〇月〇日～現在
地区、県連役務	期 間

所信

(立候補理由、抱負、当選後の任期中実現したいことなどを簡潔に記載する。)

上記のとおり、立候補を届け出ます

〇〇年〇〇月〇〇日

氏 (自署) 名

印

上記の者を監事候補として推薦致します。

団委員長 (育成会長)

印

(注1) 用紙が足りないときは日本工業規格A4版の用紙に任意に追加すること。

(注2) 本届出はそのまま選挙広報となるので、丁寧に書くこと。

(注3) 団委員長が候補者の場合は育成会長が推薦の署名をすること。

(注4) 経歴に虚偽の記載があった場合、立候補届出を無効(当選の無効を含む。)とするほか、スカウトの名誉に悖る行為を行った者として名誉会議の付議対象となるので十分注意すること。



監事選出用

〇〇年度改選監事投票用紙（議決権行使書）

監事にしたい候補者の氏名の左側に〇印を付けること。

監事にしたい 候補者	立候補者氏名	所属地区	所属団
	〇〇 〇〇		
	△△ △△		
	◇◇ ◇◇		